

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号、以下「条例」という。）第63条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟市内に所在する県営住宅及び共同施設

イ 対象業務

条例第64条各号に掲げる指定管理者が行う業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 申請資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）または法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）であること。

(1) 県内に事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 公営住宅又は公営住宅類似施設の管理業務実績があること（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること）。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局建築住宅課住宅管理係

電話番号 025-280-5444（直通）

(2) 募集要項の配布方法

前記3(1)の配布場所で配布する。

※ 本件募集要項等は、新潟県ホームページからも入手が可能

(3) 申請書類の提出期間

令和8年7月24日（金）から9月16日（水）まで

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項等による。